

5章. 計画実現に向けて

本計画をより実効性のあるものとするため、以下の取組を進めるものとする。

(1) 計画の周知

本計画の内容について宜野湾市ホームページへの掲載等により、市民をはじめ、事業者や関係機関・団体、市行政内部への周知を図るものとする。

(2) 各主体との連携による計画の推進

本計画の推進にあたっては、住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保を図ることが特に重要であることから、主管課である建築指導課と、福祉推進部や健康推進部をはじめとする福祉分野・部局との連携強化に向け、庁内における情報共有・連携の場の設置を図っていくとともに、本計画で位置付けた「(仮称) 宜野湾市居住支援協議会」の設置を検討していくなど、定期的に各種調整・協議等を行う仕組みを構築していくものとする。加えて、高齢者や障がい者等の居住の安定確保をはじめ、市民が良質な住まいを安心して選択・確保できる仕組みづくりを図るために、沖縄県や沖縄県住宅供給公社、宜野湾市社会福祉協議会などの関係機関・団体との連携が不可欠であることから、関連機関等との連携及び丁寧な情報交換、適切な役割分担のもと、その推進に努めるものとする。

また、住宅・住環境施策は多岐に渡っており、福祉分野・部局以外にも、建設部各課をはじめ、総務部、企画部、市民経済部等、多様な部門の施策とも密接に関連するものである。そのため、行政内において本計画の周知を図り、関連各課との連携により、各施策の着実な推進に取り組んでいくものとする。

(3) 関係事業者等との連携強化

本計画で位置付けた良質な住まいの供給や民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保、住まいに関する各種情報の提供などを図る上では、住宅関連事業者や介護・福祉関連事業者など、関連する事業者等との連携・協力が不可欠である。そのため、本計画の周知に努め、理解と協力を得つつ、連携・協力体制の構築を図るものとする。また、「(仮称) 宜野湾市居住支援協議会」や総合相談窓口の設置検討に向けて、関連する事業者等との連携により住宅相談・住宅情報の一元化対応を図っていくなど、関係強化に努めていくものとする。

(4) 市民、地域団体等との連携・協働の充実

空き家を含む住宅やマンションが個人の資産のみならず社会的なストックであることを十分理解し、良質な住宅・住環境の維持・改善を自ら図るなど、本市に暮らす市民等が主体的に良好な住宅・住環境づくりに取り組むことができるよう、市民や地域団体をはじめ、マンション管理組合、建築設計事務所等の事業者、NPO等に対しても、広く本計画の普及を図っていくものとする。加えて、支え合いによる暮らしやすい住環境の確保に向け、地域福祉の取組等と連携し、多様な取組を推進していくものとする。

